

	現行高圧則	改正高圧則案
標準減圧表	・別表1又は別表2(作業が2回を超える場合は別表3)を用いなければならない。	・必要な見直し(深度限界40m等)を行い、最低基準として定める。 ・空気呼吸、空気減圧を想定して作成する。 ・圧気作業と潜水作業については、作業の特性上分ける部分があれば必要な手当を行う。
複数回作業	・2回は別表2、2回を超える場合は別表3を用いなければならない。	・現行の別表3はわかりにくいので、複数回作業に対応する表又は計算式を基準として示す。
他の減圧表	・原則使用できない	・標準減圧表を安全性において上回るものについては使用できるようにする。 ・標準減圧表と比べ安全性において上回ることを明確にするため、最低基準(計算式等)を示す必要がある。
酸素減圧	・別表1又は別表2(作業が2回を超える場合は別表3)を用いなければならない。	・標準減圧表を安全性において上回るものについては使用できるようにする。 ・標準減圧表と比べ安全性において上回ることを明確にするため、最低基準(計算式等)を示す必要がある。 ・酸素減圧を行う場合には、酸素中毒防止についての措置を講じる必要がある。
混合ガス潜水	・別表1又は別表2(作業が2回を超える場合は別表3)を用いなければならない。	・標準減圧表を安全性において上回るものについては使用できるようにする。 ・標準減圧表と比べ安全性において上回ることを明確にするため、最低基準(計算式等)を示す必要がある。
閉鎖式回路自給機潜水器による潜水	・別表1又は別表2(作業が2回を超える場合は別表3)を用いなければならない。	・標準減圧表と比べ安全性において上回るものについては使用できるようにする。 ・標準減圧表と比べ安全性において上回ることを明確にするため、最低基準(計算式等)を示す必要がある。
潜水作業中の純酸素の使用	・禁止。	・禁止(ただし、急性酸素中毒症発症時に対する対応が可能な場合を除く)。